平成２２年（フ）第７０９号
神奈川県厚木市まつかげ台52番16号
債務者　青木　正年
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第１５６号
岐阜県多治見市広小路２丁目40番地
債務者　富田　佳幸
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第１６２号
岐阜県恵那市長島町中野751番地１　メゾンカチ103
債務者　林　　義直
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第３５９号
静岡県熱海市桃山町４番28号　林ケ久保市営住宅１棟202号
債務者　石塚　瑤一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第３９０号
静岡県裾野市呼子２丁目５番３号
債務者　佐野あゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第６５号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11番地
府営住宅向河原団地２棟404号
債務者　高屋　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２２年（フ）第６９号
京都府亀岡市薭田野町佐伯岩谷ノ内稲荷谷７番地３
債務者　小野　好章
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２２年（フ）第６６号
京都府与謝郡与謝野町字幾地912番地
債務者　中西須和子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所宮津支部
平成２２年（フ）第７２号
京都府京丹後市久美浜町2933番地
債務者　甲斐　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所宮津支部
平成２２年（フ）第２８３８号
大阪市淀川区加島３丁目11番16号
債務者　大田チエ子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第５５８９号
大阪府高槻市大塚町３丁目９番14号
債務者　溝口　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第５９４９号
大阪市淀川区野中南１丁目７番２号スミレヴィラ
債務者　山本　正信
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６１４９号
大阪市住吉区苅田９丁目２番28―202号
債務者　西原（西原）　勇治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６２０７号
大阪府四條畷市南野４丁目９番８号
債務者　井上　正人
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６２３２号
大阪府寝屋川市香里南之町１番１号
債務者　櫻谷美津穂（旧姓吉高）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６３１８号
大阪府八尾市末広町２丁目４番11号
債務者　山品　昌広
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６３４８号
大阪市中央区日本橋２丁目８番16―606号
債務者　柳　　優子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６３９６号
大阪市城東区中浜１丁目18番15号
債務者　宮西　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部